

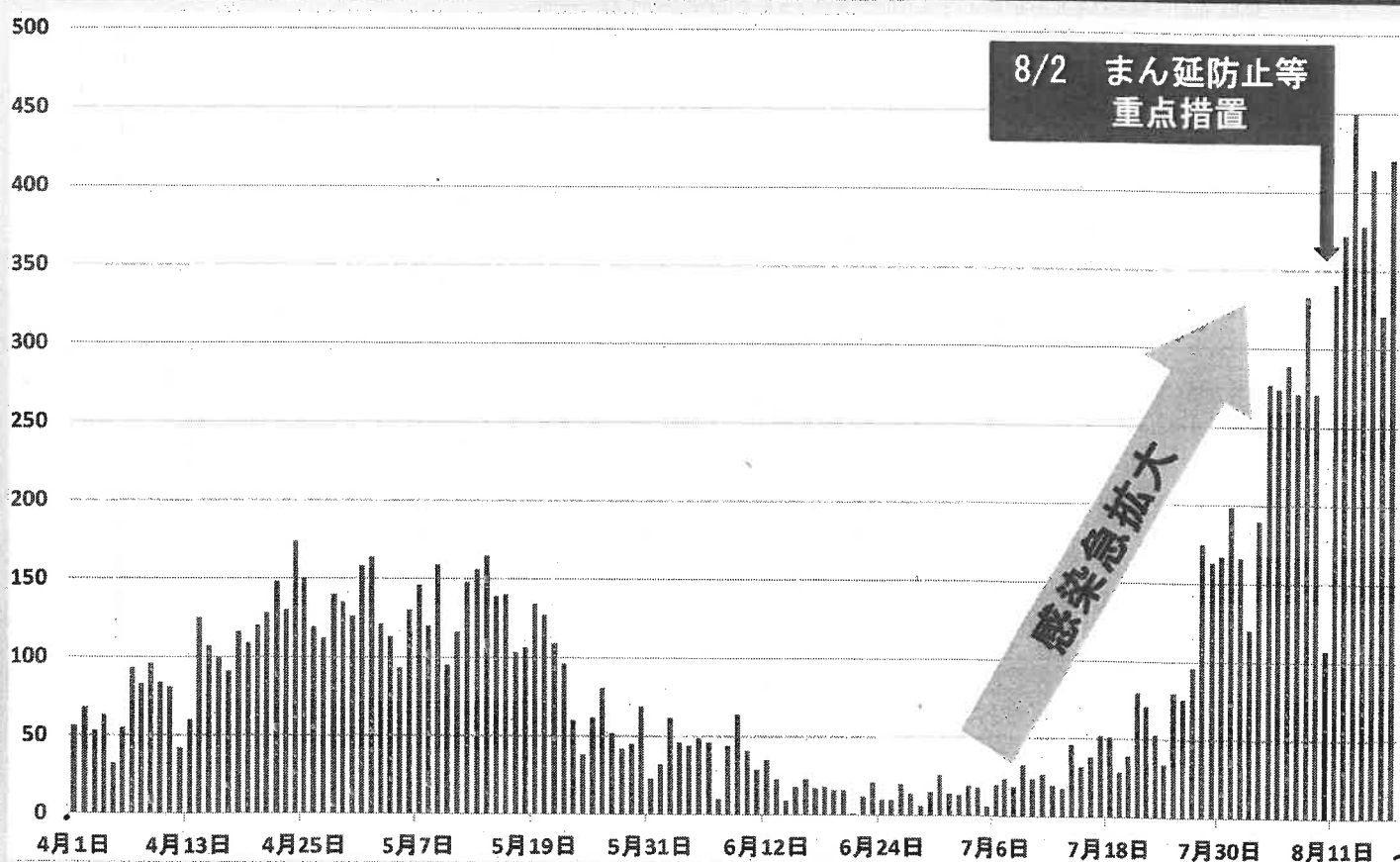
京都府における緊急事態措置について

令和3年8月17日



京都府知事 西脇 隆俊

感染急拡大が続く



病床使用率の推移



3

▶ 感染拡大予防のための取り組み

- 8月2日:まん延防止等重点措置の実施
- 8月17日:まん延防止等重点措置区域の拡大

▶ 直近の感染状況及び病床使用率

- 新規陽性者数(7日間平均) 385.14人 (前週比1.48倍)
- 病床使用率(8/16) 73.0%(ステージⅣ相当)

▶ 実効性のある緊急事態措置を国に協議



感染力の強い「デルタ株」に備えた
「緊急事態措置を実施」

4

区 域	京都府全域
期 間	令和3年8月20日(金)0時から 令和3年9月12日(日)24時まで

実施内容

1. 外出の自粛等
2. 催物(イベント等)の開催制限
3. 施設の使用制限等
4. 職場への出勤等事業者への要請
5. 公共交通機関等への働きかけ

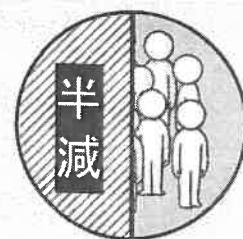
※ 国から別途通知される取扱を踏まえ実施

5

1 外出の自粛等 ①

特措法第45条第1項

▶ 混雑した場所等への外出の半減



- ▶ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
 - 特に、20時以降の不要不急の外出自粛
 - 外出時は極力家族や普段行動を共にしている仲間と少人数で
- ▶ 以下の飲食店等の利用は厳に控えること
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等
 - 休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等
- ▶ 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること
 - 帰省や旅行などの移動
 - 感染が拡大している地域への移動
- ▶ 路上等における集団での飲酒などを行わないこと

6

1 外出の自粛等 ②

特措法第24条第9項

- ▶ 医療機関・高齢者施設等における面会の自粛
- ▶ 発熱等の症状がある方は、出勤、登校等は控える
- ▶ ワクチン接種の有無にかかわらず、
正しいマスクの着用、手指消毒等の徹底
- ▶ 同居者の感染が判明し濃厚接触が
疑われる場合は14日間自宅待機
- ▶ 公共交通機関では、車内での会話を控える
- ▶ 職場等において、体調に不安のある従業員に対する
休みやすい環境づくりを推進

7

2 催物(イベント等)の開催制限

特措法第24条第9項

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

人数上限	5,000人以下
収 容 率	収容定員の50%以内 収容定員が設定されていない場合は、 十分な人と人との距離(1m)を確保
開催時間	21時まで
事前相談	全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に京都府相談窓口へメール等で相談

※ 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

8

3 施設の使用制限等

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

(1) 飲食店等への要請①

特措法第45条第2項

施設の種類	内 訳		要 請 内 容
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)	酒類提供又は カラオケ設備を 提供する場合	施設の休止
	【遊興施設】 遊興施設※(接待を伴う飲食店等)で、 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗	酒類提供又は カラオケ設備を 提供しない場合	営業時間短縮 5時から 20時まで
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていない店舗を含む)		

(注) 酒類提供には、利用者による酒類の店内持ち込みを含む(以下同じ)

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外
ただし、感染防止対策の徹底や入場整理、酒類提供・カラオケ設備使用の休止は要請の対象

(1) 飲食店等への要請②

営業にあたっての要請事項

<特措法第45条第2項>

- ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- ・ 発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置、施設の消毒及び換気の実施
- ・ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由がなくマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を講じない者の入場の禁止(入場済みの者の退場を含む)
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等
飛沫感染防止の実施

<特措法第24条第9項>

- ・ CO2センサーの設置
- ・ 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)

<法に基づかない働きかけ>

- ・ 入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知

11

(1) 飲食店等への要請③

協力金の支給
(店舗への
支給額)

1店舗あたり、休業要請又は時短要請に応じた1日
あたり(定休日除く)、事業規模(売上高)に応じて
4万円～

※詳細は府のホームページで確認してください

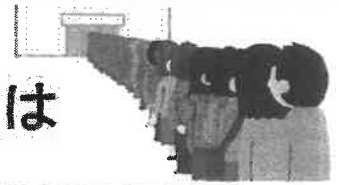
12

(2) 飲食店以外への要請①

①入場者の整理等

特措法第45条第2項

- ・1,000㎡超の大規模商業施設の管理者等は入場者の整理等を行うこと



人数管理、人数制限、誘導等

特措法第24条第9項

- ・百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は入場者の整理等を行うこと
- ・1,000㎡超の大規模商業施設以外の施設管理者等は入場者の整理等を行うこと
- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止
- ・土日のバーゲンセール等、集客を目的とした催し物開催の自粛
- ・入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて周知

13

(2) 飲食店以外への要請②

②商業施設等

施設の種類の	内 記	要 請 内 容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	特措法第24条第9項	法に基づかない働きかけ
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	・営業時間短縮 5時から20時まで	・営業時間短縮 5時から20時まで
③遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	(ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)	(ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)
④サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

14

(2) 飲食店以外への要請③

特措法第24条第9項

③イベント関連施設

施設の種類	内 訳	要 請 内 容
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	【人数上限・収容率】 人数上限5000人 かつ 収容率50%以内 【営業時間短縮】 ▶イベント開催時: 21時まで ▶イベント開催以外※: 20時まで ※1,000㎡以下は働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時から20時まで) (法に基づかない働きかけ) ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内 (法に基づかない働きかけ) ・酒類提供の自粛
⑤博物館等	博物館、美術館 等	
⑥結婚式場	結婚式場	
⑦葬祭場	葬祭場	

特措法第45条第2項

※府立施設(併設駐車場含む)は、施設利用を休止
ただし、既に利用計画があり代替施設での開催が困難なイベントは除く

15

協力金の支給: 時短要請に応じた大規模施設・テナント(例)

対象地域: 府内全域

※ 詳細は府のホームページで確認してください

特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、1,000㎡超の大規模施設(※1)を運営する事業者に対して、自己利用部分面積(※2)1,000㎡毎に20万円/日・施設に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給

②商業施設等及び③イベント関連施設のうち、1,000㎡超の大規模施設において、テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給

※1 ②商業施設等及び③イベント関連施設のうち、映画館・プラネタリウム並びに屋内運動施設が対象

※2 大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

16

(3) その他

特措法第24条第9項

施設の種類	内 訳	要 請 内 容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
②学校、大学、 学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別 支援学校、大学、専修学校、各種学校など の教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ・学校教育活動を行うにあつ て感染防止策を徹底【次頁】
③図書館	図書館	(法に基づかない働きかけ) 適切な入場整理
④商業施設	コンビニ、ガソリンスタンド等	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービス を提供する店舗)	生活必需サービス(理美容、銭湯、貸衣裳 屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、 冠婚葬祭、ごみ処理関係等)を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の 使用休止

17

大学・高等学校・中学校等への要請 ①

特措法第24条第9項

【大学等への要請】

- ◆ 大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、
一度に入構する学生数を50%以下に抑えること
- ◆ 大学ガイドラインの遵守を徹底すること
- ◆ クラブ活動での許可制の導入や他府県への遠征の
中止又は延期など感染防止対策に留意すること
→ 無理な場合には、事前にPCR検査を受検し「陰性」を確認すること
- ◆ 京都府等が実施するモニタリング検査等に協力すること

18

大学・高等学校・中学校等への要請②

特措法第24条第9項

【大学等への要請】

- ◆ 授業や課外活動の前後などの会食は自粛すること
→ きょうとマナーの厳守
- ◆ 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- ◆ 学生に対して、次の行動を禁止するよう徹底すること
 - ▶ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り
 - ▶ クラブ・サークル等のコンパ(飲み会)
 - ▶ 大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊
 - ▶ 食事中も含めたマスクを外しての会話

19

大学・高等学校・中学校等への要請③

特措法第24条第9項

【高等学校等】

- ◆ 各学校の実態を踏まえ通学時等の密を避けること
 - ▶ 公共交通機関が混雑する時間を避けるための時差登校等

【中学、高等学校】

- ◆ クラブ活動における感染防止対策を徹底すること
 - ▶ 原則、自校生徒で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等
 - ・ 上位大会(全国大会、近畿大会等)につながり、かつ、十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加すること

20

4 職場への出勤等事業者への要請

特措法第24条第9項

- ▶ 出勤者数の7割削減を目指す
 - ・在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等
- ▶ 事業継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を抑制
- ▶ 出勤時は、時差出勤や自転車通勤などを強力に推進
- ▶ 職場における感染防止の徹底
 - ・事業場の換気励行
 - ・テレビ会議等の活用により出張による従業員の移動を減らす
 - ・職員寮等の集団生活の場における感染防止の徹底
- ▶ 居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意
- ▶ 職場や店舗等における業種別ガイドライン等の実践
- ▶ 重症化リスクのある方へのテレワーク等の配慮

21

5 公共交通機関等への働きかけ

特措法によらない

協力依頼

- ▶ 地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰り上げや主要ターミナルにおける検温の実施等
- ▶ 事業者に対して、屋外照明(防犯対策上、必要なものを除く)の夜間消灯等

22